

令和 7 年度 海老名市景観審議会市民委員公募要領

1 総則

この要領は、海老名市景観条例第 32 条に規定する海老名市景観審議会を組織するにあたり、同条例第 33 条第 2 項に規定する市民による委員の募集及び選考方法について必要な事項を定める。

2 公募の内容

(1) 応募資格・要件

以下の全てに該当することを要件とする。

(ア) 海老名市内在住の満 18 歳以上（令和 8 年 1 月 1 日現在）の者

(イ) 公務員等公職（国若しくは地方公共団体の議員、臨時職員を含む本市所属の職員）についていない者

(ウ) 海老名市に関連する審議会等 5 機関以上の委員ではない者

(エ) 平日開催の会議に出席できる者

(オ) 海老名市域の景観形成に関心があり、建設的な意見を述べられる者

(カ) 海老名市のまちづくりに関心があり、発展的な考えを持つ者

(2) 募集人数

2 名

(3) 応募方法

別に定める応募用紙に必要事項を記入の上、「海老名市における景観づくりの課題と対策」（800 字以内）をテーマとした小論文を添えてまちづくり部都市計画課に期限内に提出する。

(4) 募集期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から同月 21 日（金）まで

3 募集の周知

「広報えびな（令和 7 年 11 月 1 日号）」及び「海老名市ホームページ（公開期間：令和 7 年 11 月 1 日から同月 21 日まで）」に掲載するとともに、募集要項を都市計画課に置く。

4 選考方法及び選考結果通知

応募者に対する選考は、理事（都市・建設担当）、理事兼まちづくり部長、まちづくり部担当部長、まちづくり部次長（都市担当）及びまちづくり部次長（建設担当）をもって組織する選考委員会で、その資格及び小論文により行い、結果は応募者全員に通知する。

ただし、決定者がいない場合は、再公募を行うことができる。

5 任期

令和 8 年 1 月 2 1 日から 2 年間とする。

6 報酬

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条別表第 2 の規定による。

7 その他

委員の氏名は公表する。